

令和4年度調達改善計画の上半期自己評価概要  
(対象期間：令和4年4月1日～令和4年9月30日)

総務省

令和4年度の調達改善計画で記載した事項ごとに、以下のとおり概要を記述する。

I. 1. 一者応札改善のための取組（総務本省、地方支分部局等の取組）

一般競争入札の充実を図り競争性をより一層確保するため、一者応札改善の取組を行う。

(1) 全ての調達の改善取組

① 公告期間等の十分な確保

- ・ 調達要求部局において執行計画及び執行管理シートを作成し、契約担当部局において進捗管理を行うことで、早期に契約を締結し、準備期間及び執行期間を確保することができた。
- ・ 一般調達案件の予定経費1,500万円以上、総合評価落札方式案件又は企画競争及び公募案件について、公告期間を20日間以上確保した。
- ・ 一般調達案件の予定経費1,500万円以上、総合評価落札方式案件又は企画競争案件のうち、前回調達で一者応札又は一者応募だった調達案件について、公告期間を30日間以上確保した。
- ・ 調達予定案件をホームページで公表し情報提供を行ったほか、SNSでも発信した。

② 仕様内容の充実③仕様書の中立性の確認

- ・ 調達要求部局が作成した仕様書について、過去に実績のある者しか応札できない仕様となっていないか、特定の者が有利になる仕様となっていないか、また、複数の者が参加可能な仕様となるよう契約担当部局において審査を行った。
- ・ 調達要求部局において、役務調達等の年間契約に際して、新規事業者の参入を阻害しないよう既存事業者との業務の引継ぎ、ノウハウの蓄積のための十分な準備期間の確保を明記するなど仕様内容を充実させているか、契約担当部局において審査を行った。
- ・ 調達要求部局において、入札要件を設定する際、真に調達に必要な要件であるか検討を行い、契約担当部局においても審査を行った。
- ・ 調達担当部局から契約担当部局への合議文書に複数者の見積書の添付を義務付けることで、仕様書の内容の特殊性を排除し、汎用的なものとなるようにし、契約担当部局での審査においても競争が確保されるよう重ねて精査を行うことで、仕様内容の中立性の確認を行った。

④ 契約額の適正化及び低廉化

調達要求部局が複数者から見積書や経費算出調書を求めることを徹底し、適正な所要経費を算出した。

⑤ 事前審査

- ・ 調達案件について、調達要求部局から契約担当部局に合議し、審査を行った。特に、前回調達時に一者応札となった調達案件については、新規参入拡大のための基本的確認事項や一者応札検証結果等を踏まえて、今回改善を実施する取組について、今期の契約や仕様書に反映し改善されているか、契約担当部局において審査を行った。

- ・ 契約担当部局においては、適正な予定価格を設定するに当たり、見積書のほかインターネット等も利用して、市場価格を把握することにより、適正化を図った。
- ⑥ 一者応札の検証、  
 前回調達時に一者応札となった調達案件について、電子調達システムにより入札説明書等をダウンロードしたものの、入札不参加となった者に対して、契約担当部局からアンケートを実施した。見積書を取り寄せたものの入札不参加となった者に対しては、調達要求部局から当該者にヒアリングを実施し、入札に参加しなかった理由を把握、分析し、関係者間で共有するなど、一者応札の検証、改善策の検討を行い、今年度の調達に反映させた。
- ⑦ 事後審査・管理  
 総務省契約監視会を開催し（8月）、一者応札となった調達を含む契約について、外部有識者の事後チェックを受け、調達の透明性の確保等を行った。
- ⑧ 企画競争の適正化  
 調達要求部局が選定基準に基づき、検討内容について、契約担当部局において審査を行った。

◇ 上半期の実績

一者応札率（本省・地方）：26.8%

（令和元年度～3年度までの3か年の平均：29.1%）

(2) 調査・調査研究経費に係る調達

- ・ 調査対象の内容、手段、手法及び研究会開催回数などを仕様書に詳細かつ明確に記載されているか、契約担当部局において審査を行った。
- ・ 専門的知識、技術、創意等に相当程度の差異が生じる案件については、価格以外での競争を可能とするため、総合評価落札方式を採用した。
- ・ 総合評価落札方式の採用に当たっては、選定基準及び選定過程の明確化、選定結果の透明性の確保のため、評価項目の設定のほか、審査者の選定（担当課室以外の管理者や外部有識者の活用等）について、会計課で定めた基準に合致しているか、契約担当部局において審査を行った。また、技術点の審査方法について、審査者の合議審査によらず、各審査者は個人で採点し、その後、全審査者分の評価を取りまとめて採点するよう定められたルールに基づき、調達要求部局において審査を行うことで、審査方法のルールを徹底させた。

(3) 情報システムに係る調達

- ・ 外部有識者であるデジタル統括アドバイザーとの相談結果について、会計課合議文書にその評価内容書等を添付させるとともに、仕様書にも反映させた。
- ・ 総合評価落札方式の調達案件について、外部有識者であるデジタル統括アドバイザーを評価者に含めることを徹底した。
- ・ 情報システムの保守・運用等の年間契約において、新規参入者の参入を阻害しないよう既存事業者との業務やノウハウの引継ぎのための十分な準備期間が確保されているか、契約担当部局において審査を行った。
- ・ 専門的知識、技術、創意等に相当程度の差異が生じる案件については、価格以外での競争を可能とするため、総合評価落札方式を採用した。
- ・ 入札結果や一者応札の分析結果等をPMO及び外部有識者であるデジタル統括アドバイザーに提供し、デジタル統括アドバイザーの評価内容書を会計課が確認することにより、個々の情報システムの課題について相互に共有した。

## I. 2. 随契の見直し（総務本省、地方支分部局等の取組）

- ・ 競争性のない随意契約については、調達要求部局において検討した結果、競争性のある契約への移行が難しいと判断した案件に限り、随意契約希望調書を添付した文書を契約担当部局に合議し、随意契約理由が法令上の要件を満たすものであるか、契約担当部局において審査を行い、要件を満たしたものに限り実施した。
- ・ 企画競争については、調達要求部局において一般競争への移行の可否を検討した結果、移行が難しいと判断し、真に企画案のみで競争を行う必要のある調達に限り実施した。
- ・ 公募については、「過去2年以上連続で同一者の一者応札（応募）となっており、かつ、その理由が特殊な技術又は設備等を有する者が一しかないと考えられるもの」を対象とし、本省においては、契約監視会で認められた調達に限り実施した。

### ◇ 上半期の実績

- ・ 競争性のない随意契約比率（本省・地方）：13.9%  
（令和3年度：11.6%）
- ・ 企画競争による随意契約比率（本省・地方）：24.4%  
（令和3年度：22.1%）
- ・ 公募による随意契約比率（本省・地方）：6.7%  
（令和3年度：5.7%）

## II. 共通的な取組について

1. 調達改善に向けた審査・管理の充実（総務本省、地方支分部局等の取組）  
上記 I 参照

### ◇ 上半期の実績

上記 I 参照

2. 調達事務のデジタル化の推進（総務本省、地方支分部局等の取組）

- ・ 入札手続及び契約手続における電子調達システムの利用を徹底した。
- ・ 紙での入札や契約を希望する事業者に対しては、電子入札及び電子契約に対応できない理由や電子調達システムの利用可能用途等の確認を行った。

### ◇ 上半期の実績

- ・ 電子応札率（本省・地方）：61.4%  
※ 集計途中のため、暫定値  
（令和3年度：63.4%）  
※ 電子応札率＝電子応札者数/応札者数
- ・ 電子契約率（本省・地方）：30.9%  
※ 集計途中のため、暫定値  
（令和3年度：38.1%）  
※ 電子契約率＝電子契約件数/電子応札件数

3. 電力調達及びガス調達の改善（総務本省及び地方支分部局等の取組）

- ・ 調達要求部局において、入札業者の拡大のため、調達実施可能な電気事業者及びガ

- ス事業者に対して声がけを積極的に行った。また、公告期間を 20 日間以上確保した。
- ・ 電力調達及びガス調達について、複数事業者の参加が見込まれる場合には、一般競争入札を実施した（2 官署については、複数事業者の参加を見込めなかったため、一般送配電事業者から供給を受けた。）。
  - ・ 電力調達について、異なる一般送配電事業者の供給区域にある施設間での共同調達を検討し実施した。
  - ・ 再生可能エネルギー比率 30%以上の電力調達を実施した。

◇ 上半期の実績

- ・ 電力調達の一般競争入札実施件数：9 官署中 7 官署（残り 1 官署については、下半期に実施予定）  
（令和 3 年度：10 官署中 7 官署）
- ・ 再生可能エネルギー比率 30%以上の電力調達：9 官署中 5 官署（一般競争入札を実施した 7 官署中 2 官署については、入札不調により一般送配電事業者と最低供給保証契約）  
（令和 3 年度：10 官署中 6 官署（一般競争入札を実施した 7 官署中 1 官署については、入札不調により一般送配電事業者と最低供給保証契約））
- ・ ガス調達の一般競争入札実施件数：10 官署中 3 官署  
（令和 3 年度：10 官署中 3 官署）
- ・ 異なる一般送配電事業者の供給区域にある施設間での電力の共同調達件数：1 件（2 官署）  
（令和 3 年度：0 件）

Ⅲ. その他の取組について

1. 共同調達（総務本省及び地方支分部局等の取組）
  - ・ 本省においては、紙類や蛍光灯等の消耗品、速記や宅配便配送の汎用的な役務の調達について、国土交通省及び警察庁と共同で調達を継続した。
  - ・ 地方支分部局においては、事務用品類やガソリン等の消耗品の調達について、2 官署で他省庁の 1 官署と共同で調達を実施した。  
（令和 3 年度：地方支分部局 2 官署と他省庁 1 官署と共同で事務用品類を調達）
2. オープンカウンター方式の活用（地方支分部局等の取組）
  - ・ 既に活用している地方支分部局等のうち、1 官署で改善の検討を行っている。
  - ・ 未活用の地方支分部局等のうち、1 官署で活用の検討を行っている。
3. 公共調達の付随的施策の推進（総務本省及び地方支分部局等の取組）
  - ・ 9 月に制定した「令和 4 年度における総務省の中小企業者に関する契約の方針」に基づき、中小企業者に対して受注機会の提供に取り組んでいる。
  - ・ 総合評価落札方式による調達を実施する際、ワーク・ライフ・バランス等推進企業の評価項目を設定した。
  - ・ 総合評価落札方式による情報システムの調達を実施する際、公的個人認証サービスの利活用を推進している事業者や電子入札により入札に参加する事業者の評価項目を設定した。
  - ・ 総合評価落札方式による調達を実施する際、賃上げ実施企業の評価項目を設定した。

#### 4. その他（総務本省の取組）

- 旅費業務の効率化  
I Cカード乗車券の利用を促進し、効率的な旅費業務を行った。
- 国庫債務負担行為の活用  
令和5年度予算の概算要求において、複数年度に渡る契約が可能で、調達価格の低減が期待できる案件については、会計課から調達要求部局に対して国庫債務負担行為の活用の検討を依頼し、168件を概算要求に反映させた。  
（令和4年度概算要求：174件）
- クレジットカード決済による調達の推進  
水道料金、官用車のETC料金、外国出張先での経費について、継続してクレジットカード払いを実施した。
- 会計事務職員等のスキルアップの取組  
省内の会計事務新任者対象に会計事務の基礎となる知識の習得、能力向上を図るための研修を10月に実施した。

重点的な取組、共通的な取組

		調達改善計画						令和4年度上半期自己評価結果(対象期間:4月1日～9月30日)									
重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度	取組の開始年度	取組の目標 (原則、定量的に記載)		難易度	取組の開始年度	実施した取組内容	進捗度	取組の効果(どのようなことをして、どうなったか)		実施時期	実施において明らかとなった課題等	今後の計画に反映する際のポイント
							目標達成予定時期						定量的	定性的			
○		1. 一者応札改善のための取組 一般競争入札の充実を図り、競争性をより一層確保するため、一者応札改善の取組を行う。	下記①から⑥の取組を行う。	引き続き、競争性をより一層確保すること等により、調達の透明性、契約金額の低廉化を図る必要があるため。			一者応札率が過去3か年の平均を下回ることを目標とし、経費削減を図る。 (令和元年度から3年度平均:29.1%)				下記のとおり		上半期の一者応札率(本省・地方): 26.8% 【参考】 令和元年度～3年度までの3か年の平均:29.1%		随時	一者応札率が過去3か年の平均を下回るように、一者応札率の改善に向けて、引き続き重点的に取り組む必要がある。	引き続き実施
		(1) 全ての調達の改善取組	<p>① 公告期間等の改善 ア. 複数の者が入札に参加できるように、早期の契約、準備期間及び執行期間を確保できるように努める。 イ. 公告期間の延長 一般調達案件の予定経費1,500万円以上、総合評価落札方式案件または企画競争及び公募案件は、公告期間20日間以上の確保とする。 また、上記以外の案件については、可能な限り公告期間は10日間を超えた期間を確保するよう努める。 ウ. 前回一者応札の公告期間の延長 一般調達案件の予定経費1,500万円以上、総合評価落札方式案件または企画競争案件のうち、前回調達で一者応札又は一者応募だった調達案件については、原則公告期間を30日間とする。 エ. 調達予定案件の情報提供の充実等 調達予定案件を毎年度各契約担当部局においてホームページ公表するとともに、SNSを通じて積極的に情報発信を行う。</p> <p>② 仕様内容の充実 ア. 複数の者が入札に参加できるように調達期間について十分に配慮することとし、調達要求部局から年間の執行計画を提出させ、契約担当部局において適切に進捗管理を行う。 イ. 過去に実績のある者しか応札できないような仕様とならないよう、又、特定の者が有利になる仕様とならないよう、仕様書を記載し複数の者が参加可能な仕様とする。 ウ. 役務調達等の年間契約において、新規参入者の参入を阻害しないよう既存事業者との業務の引き継ぎ、ノウハウの蓄積のための十分な準備期間の確保を明記するなど仕様内容を充実させる。 エ. 入札要件について、真に調達に必要な要件であるか検討を行う。</p> <p>③ 仕様書中立性の確認 前年度までの取組を踏まえ、更なる仕様内容の中立性の確保のため、契約担当部局への合議文書に、複数者からの見積書の添付を義務付けることで、仕様内容の中立性の確認を行う。</p> <p>④ 契約額の適正化及び低廉化 前年度までの取組を踏まえ、更なる経費削減及び適正な予定価格算定のため、上記③の見積書、さらに調達要求部局での経費算出調査書の添付を義務付け、予定価格算出の資料として活用し契約金額の適正化及び低廉化を図る。</p> <p>⑤ 事前審査 ア. 全ての調達案件については、原則、契約担当部局に合議して、1. の全ての取組内容が適正に行われているかチェックを徹底し、事前審査を行う。 また、調達要求部局は、契約担当部局に合議する際、仕様書等の内容が新規参入業者の応札を妨げる内容となっていないか等の基本的な確認事項や実施する一者応札改善策の内容について事前チェックを行い、契約担当部局は、一者応札改善方針が適切に盛り込まれているか等について、事前審査を行うことにより、一者応札改善に向けた取組の実効性を確保する。 イ. 数多くの取引価格の比較がインターネット及び刊行物を利用して容易にできる大量生産品について、市場価格よりも大幅に高額で調達しているケースがないかチェックし、合理的理由の存否を確認する。</p>		A	H24:本省 H29:地方 ※本省においてR2から実施(下線部)	前年度の上半期契約締結率を上回ることを目標とする。 (令和3年度:61.7%)	年度末	A	H24:本省 H29:地方	<p>・調達要求部局において執行計画及び執行管理シートを作成し、契約担当部局において進捗管理を行うことで、早期に契約を締結し、準備期間及び執行期間を確保することができた。 ・一般調達案件の予定経費1,500万円以上、総合評価落札方式案件又は企画競争及び公募案件について、公告期間を20日間以上確保した。 ・一般調達案件の予定経費1,500万円以上、総合評価落札方式案件又は企画競争案件のうち、前回調達で一者応札又は一者応募だった調達案件について、公告期間を30日間以上確保した。 ・調達予定案件を総務省ホームページでも発信した。(4月及び10月)</p>	B	<p>・上半期の契約締結率については、年度末自己評価にて集計 ・対象の調達案件について、20日間以上の期間を確保し、公告を行った。</p>	随時	継続的な取組が必要	引き続き実施	
					A	H24:本省 H30:地方	全ての調達について、②から④の要件を満たすよう取組を行う。 特に「③ 仕様書中立性の確認」の取組において、調達要求時における複数者からの見積書添付の徹底を図り、更なる仕様内容の中立性の確保に努める。		A	H24:本省 H30:地方	<p>・調達要求部局において執行計画及び執行管理シートを作成し、契約担当部局において進捗管理を行うことで、早期に契約を締結し、準備期間及び執行期間を十分確保することができた。 ・仕様内容の充実(イ～エ)について、契約担当部局において審査を行った。</p>	A	-	<p>・調達要求部局において執行計画及び執行管理シートを作成し、契約担当部局において進捗管理を行うことにより、調達要求部局に競争性を確保するための取組の必要性が広く認識された。 ・仕様内容の充実(イ～エ)の取組により、調達の公平性、透明性、競争性の確保を推進することができた。</p>	随時	継続的な取組が必要	引き続き実施
					A	H24:本省 H30:地方			A	H24:本省 H30:地方	<p>調達担当部局から契約担当部局への合議文書に複数者からの見積書の添付を義務付けることで、仕様書の内容の特殊性を排除し、汎用的なものとなるようにし、契約担当部局での審査においても競争が確保されるように重ねて精査を行うことで、仕様内容の中立性の確認を行った。</p>	A	-	<p>仕様書中立性を確保することにより、調達の公平性、透明性、競争性の確保を推進することができた。</p>	随時	継続的な取組が必要	引き続き実施
					A	H29:本省 H30:地方			A	H29:本省 H30:地方	<p>・調達担当部局から契約担当部局に合議し、審査を行った。特に、前回調達時に一者応札となった調達案件については、新規参入拡大のための基本的確認事項や一者応札検証結果等を踏まえて、今回改善を実施する取組について、今期の契約や仕様書に反映し改善されているか、契約担当部局において審査を行った。 ・契約担当部局においては、適正な予定価格を設定するに当たり、見積書のほかインターネット等も利用して、市場価格を把握することにより、適正化を図った。</p>	A	-	<p>・契約担当部局による審査を徹底することにより、1. の取組内容の確実な実施を推進することができた。 ・前回調達時に一者応札となった調達案件について、新規参入拡大のための基本的確認事項や一者応札検証結果等を踏まえて今回改善を実施する取組についての事前チェックは、昨年11月から実施している取組であることから、今後適切に取り組むことによる効果を期待するところ。</p>	随時	継続的な取組が必要	引き続き実施

○	⑥一者応札の検証 ア. 結果として一者応札となった調達について、契約担当部局において、原因究明を行う。 イ. 類似の案件で前年度に一者応札の案件について、原因を点検することにより競争性のある調達の実施に反映させるため、入札説明書を受け取った者で入札に参加しなかった者に対して、アンケート調査を実施し入札に参加しなかった理由を把握、分析し、契約担当部局及び調達要求部局間で共有するとともに、調達要求部局は、次の調達時までに改善策を検討することとする。※1 ウ. 一者応札が継続している案件については、特定の設備や技術が必要であると認められるものは、公募随契への移行を検討する。また、公募随契への移行にあたっては、総務省契約監視会の意見を聴取し、見積額の審査を行うなど、調達の透明性の確保、契約金額の低廉化を図る。※2			H24:本省 H30:地方 ※1本省においてR2から実施 ※2本省においてR3から実施			前回調達時に一者応札となった調達案件について、電子調達システムにより入札説明書等をダウンロードしたものの、入札不参加となった者に対して、契約担当部局からアンケートを実施した。見積書を取り寄せたものの入札不参加となった者に対しては、調達要求部局から当該者にヒアリングを実施し、入札に参加しなかった理由を把握、分析し、関係者間で共有するなど一者応札の検証、改善策の検討を行い、今年度の調達に反映させた。	B	-	随時	継続的な取組が必要	引き続き実施
	○	⑦事後審査・管理 ア. 一者応札となった調達について、総務省契約監視会における外部有識者の意見を求める。 イ. 上記アに基づいて改善策を取りまめの上、契約担当部局及び調達要求部局あて通知し次の調達の際の参考とするよう要請を行う。		H29:本省 H30:地方			総務省契約監視会を開催し(8月)、一者応札となった調達を含む契約について、外部有識者の事後チェックを受け、調達の透明性の確保を行った。	A	-	随時	継続的な取組が必要	引き続き実施
		⑧企画競争の適正化 前年度までの取組を踏まえ、更なる選定基準及び選定過程の明確化、選定結果の透明化の確保のため、会計課が定めた選定基準に基づき、採点項目について、過去の実績を過度に評価しないよう、また、特定の者が有利にならないよう取組を行う。		H24:本省 H29:地方	前年度の一者応募率を下回ることを目標とする。 (令和3年度:66.3%)			調達要求部局が選定基準に基づき、検討内容について、契約担当部局において審査を行った。	B	上半期の企画競争一者応募率(本省・地方):84.6% ※なお、研究開発委託等契約の複数年度事業の2年目以降の継続契約を除く一者応募率は、7.8% 【参考】 令和3年度:66.3%	随時	継続的な取組が必要
(2)調査・調査研究経費に係る調達	①過去に実績のある者しか応札できないような仕様とならないように、調査対象内容、手段、手法及び研究会開催回数などを仕様書に詳細かつ明確に記載するとともに、多様な調査検討項目を有するようなのは、適切な調達単位に分割した上、適切な入札方式を選定すること。 ②最低落札方式を原則とするが、専門的知識、技術及び創意等に相当程度の差異が生じる案件については、総合評価落札方式を採用することができる。 ③総合評価落札方式において、前年度までの取組を踏まえ、更なる選定基準及び選定過程の明確化、選定結果の透明化の確保のため、会計課が定めた選定基準に基づき、類似実績や研究員の従事経験を技術項目とする場合、過去の実績を過度に評価しない配点とするよう取組を行う。	令和2年度の一者応札件数の約5割を調査・調査研究経費に係る調達が占めているため。	A	H24:本省 H30:地方	年度末	全ての調達について、要件を満たすよう取組を行う。	A	H24:本省 H30:地方	-	随時	継続的な取組が必要	引き続き実施
				H24:本省 H30:地方	年度末	選定基準及び選定過程の明確化、選定結果の透明化の確保に努めるとし、全ての調達が会計課が定めた選定基準等を満たすよう取組を行う。	A	H24:本省 H30:地方	-	随時	継続的な取組が必要	引き続き実施
				H29:本省 H30:地方	年度末	選定基準及び選定過程の明確化、選定結果の透明化の確保のため、評価項目の設定のほか、審査者の選定(担当課室以外の管理者や外部有識者の活用等)について、会計課で定めた基準に合致しているか、契約担当部局において審査を行った。また、技術点の審査方法について、審査者の合議審査によらず、各審査者は個人で採点し、その後、全審査者分の評価を取りまとめて採点するよう定められたルールに基づき、調達要求部局において審査を行うことで、審査方法のルールを徹底させた。	A	H29:本省 H30:地方	-	随時	継続的な取組が必要	引き続き実施
(3)情報システム経費に係る調達	①予定価格が10万SDR以上と見込まれる調達案件(契約変更を行う案件については、増額分の予定価格が10万SDR以上のもの)は、デジタル統括アドバイザーに相談し相談結果について調達決裁にその評価内容等を添付する(ただし、単に市販の機器等を調達する場合などデジタル統括アドバイザーが評価書発出が不要としたものは添付を要しない)。 ②予定価格が80万SDR以上と見込まれ、総合評価落札方式を採用するものは、デジタル統括アドバイザーによる提案書審査を行う。 ③情報システムの保守・運用等の年間契約において、新規参入者の参入を阻害しないよう既存事業者との業務の引き継ぎ、ノウハウの蓄積のための十分な準備期間の確保、仕様内容の充実等。 ④最低落札方式を原則とするが、仕様内容において、専門的知識、技術及び創意等に相当程度の差異が生じる案件については、総合評価落札方式を採用することもできる。 ⑤入札結果や一者応札の分析結果等をPMOIに提供するとともに、個々の情報システムの課題を共有し、調達手続に反映されていることを調達部局において確認する。	令和2年度の一者応札件数の約2割、契約金額の約7割を情報システム経費に係る調達が占めているため。	A	H31:本省	年度末	全ての調達について、①から⑤の要件を満たすよう取組を行う。	A	H31:本省	-	随時	継続的な取組が必要	引き続き実施
				H31:本省	年度末	対象案件について、外部有識者であるデジタル統括アドバイザーを評価者に含めることを徹底した。	A	H31:本省	-	随時	継続的な取組が必要	引き続き実施
				H30:本省	年度末	新規参入者の参入を阻害しないよう既存事業者との業務やノウハウの引継ぎのための十分な準備期間が確保されているか、契約担当部局において審査を行った。	A	H30:本省	-	随時	継続的な取組が必要	引き続き実施
				H24:本省 H30:地方	年度末	専門的知識、技術、創意等に相当程度の差異が生じる案件については、価格以外での競争を可能とするため、総合評価落札方式を採用した。	A	H24:本省 H30:地方	-	随時	継続的な取組が必要	引き続き実施
				R1:本省	年度末	入札結果や一者応札の分析結果等をPMOIに提供し、個々の情報システムの課題について情報共有を行った。	A	R1:本省	-	随時	継続的な取組が必要	引き続き実施

○	2. 随意契約の見直し	競争性のない随意契約によらざるを得ない案件については、競争性のある契約への移行や価格面等の適正化を図るべき余地がないか引き続き精査を行う。また、企画競争や公募については、一般競争入札と比べて、これらの方式によることの妥当性、一般競争への移行の可否等について十分な検討を行う。	下記①から②の取組を行う。	引き続き、調達透明性確保のため、競争性のある契約への移行等について、精査を行う必要があるため。	A	H24:本省 H30:地方	前年度の競争性のない契約率を下回することを目標とし、経費削減を図る。			下記のとおり							
			①競争性のある契約への移行や価格面等の適正化を図るべき余地がないか検討を行う。			H24:本省 H30:地方	契約総件数に占める競争性のない随意契約の比率が前年度を下回することを目標とする。 【参考値】令和3年度:11.6%	年度末	A	H24:本省 H30:地方	競争性のない随意契約については、調達要求部局において検討した結果、競争性のある契約への移行が難しいと判断した案件に限り、随意契約希望調書を添付した文書を契約担当部局に合議し、随意契約理由が法令上の要件を満たすものであるか、契約担当部局において審査を行い、要件を満たしたものに限り実施した。	B	上半期の競争性のない随意契約比率(本省・地方):13.9% 【参考】令和3年度:11.6%	-	随時	継続的な取組が必要	引き続き実施
			②企画競争や公募については、一般競争入札と比べて、これらの方式によることの妥当性、一般競争への移行の可否等について検討を行う。			H24:本省 H30:地方	契約総件数に占める企画競争及び公募随意契約の比率が前年度を下回することを目標とする。 【参考値】令和3年度企画競争:22.1%、公募随意契約:5.7%	年度末		H24:本省 H30:地方	企画競争については、調達要求部局において一般競争への移行の可否を検討した結果、移行が難しいと判断し、真に企画案のみで競争を行う必要がある調達に限り実施した。 ・公募については、「過去2年以上連続で同一者の応募(応募)となっており、かつ、その理由が特殊な技術又は設備等を有する者が一しかないと考えられるもの」を対象とし、本省においては、契約監視会で認められた場合に限り実施した。	B	上半期の企画競争随意契約比率(本省・地方):24.4% 【参考】令和3年度:22.1% 上半期の公募随意契約比率(本省・地方):6.7% 【参考】令和3年度:5.7%	-	随時	継続的な取組が必要	引き続き実施
○	3. 調達改善に向けた審査・管理の充実	調達改善に向けた審査・管理の充実については、上記1により取組を実施する。			A	H30:本省・地方	上記記載の1のとおり取組を実施	年度末	A	H30:本省・地方	-	A	-	-	随時	継続的な取組が必要	引き続き実施
○	4. 調達事務のデジタル化の推進	「規制改革実施計画」(令和2年7月17日閣議決定)において、行政手続における書面規制・押印、対面規制の抜本的な見直しが求められていることを踏まえ、事業者等から電子メールによる見積書等の提出を可能とするほか、電子調達システムによる入札・契約手続の更なる利用促進を図る。	①「契約手続における押印等の見直しについて」(令和2年12月24日付け総官会第3675号)に基づき、引き続き、契約手続(入札・契約)における電子調達システムの利用徹底及び契約関係書類(入札・契約手続関係)の押印省略(電子メールによる提出)等を行う。 ②事業者等の入札・契約手続における電子調達システムの更なる利用促進を図るため、紙での入札や契約を希望する事業者に対しては、電子入札・電子契約に対応できない理由、電子調達システムの利用可能用途等の確認を行う。		A	R4:本省・地方	全調達部局において電子調達システムを活用する。 また、前年度の電子応札率・電子契約率※1を上回ることを目標とする。 ※1 (参考値)令和3年度電子応札率:63.4% 電子契約率:38.1% ※2 デジタル庁が定めた算出方法(電子契約件数/電子応札件数×100)による。	年度末	A	R4:本省・地方	入札手続及び契約手続における電子調達システムの利用を徹底した。 紙での入札や契約を希望する事業者に対しては、電子入札及び電子契約に対応できない理由や電子調達システムの利用可能用途等の確認を行った。	B	上半期の電子応札率(本省・地方):61.4% ※集計途中のため、暫定値 【参考】令和3年度:63.4% 上半期の電子契約率(本省・地方):30.9% ※集計途中のため、暫定値 【参考】令和3年度:38.1%	-	随時	契約書類について、事業者の社内方針により紙媒体で保管する必要があるという事業者が多いことから、電子契約推進の観点から、契約実績が多い事業者に対して、個別に働きかけを行う等、継続的な取組が必要	引き続き実施
○	5. 電力調達・ガス調達の改善	電力及びガスの小売全面自由化により、小規模庁舎に係る電力調達及びガス調達においても複数会社が供給し得る環境となっていること等を踏まえ、電力調達・ガス調達について、取組を実施する。 特に電力調達の実施にあたっては、令和2年12月10日付け内閣府行政改革推進本部事務局事務連絡「再生可能エネルギー電力の調達について」及び「電力調達の更なるコスト削減について」を踏まえた取組を実施する。	①調達要求部局は、入札業者の拡大のため、調達実施可能な電気・ガス事業者に対して、声を積極的に発信する。 ②公告期間を20日以上とすることを徹底する。 ③複数庁舎間での共同調達の検討を行う。特に電力の調達については、異なる一般送配電事業者の供給区域にある施設を一つの契約にまとめた電力調達の実施を検討する。 ④電力の調達については、再生可能エネルギー比率30%以上の電力の調達を実施する。		A	H29 R3から実施(下線部):本省・地方	前回調達の契約金額を下回することを目標とし経費削減を図る。	年度末	A	H29	調達要求部局において、入札業者の拡大のため、電気・ガス事業者に対して声を積極的に発信した。また、公告期間を20日間以上確保した。 電力調達及びガス調達について、複数事業者の参加が見込まれる場合には、一般競争入札を実施した(2官署については、複数事業者の参加を見込めなかったため、一般送配電事業者から供給を受けた。)、 電力調達について、異なる一般送配電事業者の供給区域にある施設間での共同調達を検討し実施した。 再生可能エネルギー比率30%以上の電力調達を実施した。	B	契約金額の実績については、年度末自己評価にて集計 電力調達の一般競争入札実施件数:9官署中7官署(残り1官署については、下半期に実施予定) 【参考】令和3年度:10官署中7官署 再生エネルギー比率30%以上の電力調達:9官署中5官署(一般競争入札を実施した7官署中1官署については、入札不調により一般送配電事業者と最低供給保証契約) ガス調達の一般競争入札実施件数:10官署中3官署 【参考】令和3年度:10官署中3官署 異なる一般送配電事業者の供給区域にある施設間での電力の共同調達:1件(2官署) 【参考】	-	随時	原油価格等エネルギー資源価格の高騰により電気料金及びガス料金が高騰したことから、電力調達で一般競争入札の不調が相次ぎ、前年度を上回る契約金額になっているが、経費削減のため、継続的な取組が必要	引き続き実施

その他の取組

調達改善計画		令和4年度上半期自己評価結果(対象期間:4月1日～9月30日)		
具体的な取組内容	新規継続区分	特に効果があったと判断した取組	取組の効果 (どのようなことをして、どうなったか)	
			定量的	定性的
<p>1. 共同調達 汎用的な物品である備品・消耗品及び汎用的な役務である雑役務の調達については、他省庁との共同調達を引き続き推進する。</p> <p>①共同調達の更なる推進を図る。 ②調達の回数を減らすことにより事務効率化を図る。 ③更なる品目の追加を図る。 ④更なる共同調達を行う官署を追加する。</p>	継続	<p>国土交通省及び警察庁と共同で調達を継続</p> <p>○当省が主管となった調達品目 ・紙類、蛍光灯、トイレトーパー、クリーニング、速記</p> <p>○他省庁が主管となった調達品目 ・事務用消耗品、ガソリン、OA消耗品、清掃用消耗品、非常用食料等、宅配便等配送</p> <p>地方支分部局2官署が他省庁1官署と共同で調達した品目 ・事務用品類、ガソリン等</p> <p>【参考】 令和3年度 ・地方支分部局2官署と他省庁1官署と共同で事務用品類を調達</p>	-	他省庁との共同調達を実施、推進することで、事務の効率化を推進することができた。
<p>2. オープンカウンター方式の活用(地方支分部局等の取組)</p> <p>各地方支分部局等の事情が異なることから、活用のメリット、デメリットを検討の上、少額の調達が多数を占める支分部局では拡大を行う。</p> <p>①既に活用している契約担当課室は、改善の検討を行う。 ②未活用の契約担当部局は、活用の検討を積極的に行う。</p>	継続	<p>・1官署で改善を検討中 ・1官署で活用を検討中</p>	-	各地方支分部局等の状況に応じ、オープンカウンター方式を活用することで、契約金額の低廉化を推進することができた。

<p>3. 公共調達への付随的施策の推進  特定の政策目的の実現に資するために調達時に実施が求められている取組について、取組の趣旨を踏まえて適切に実施する。</p> <p>①中小企業者の受注の機会の増大を図るため、「総務省の中小企業者に関する契約の方針」に基づき取り組むこととし、中小企業者向け契約目標の達成を図る。</p> <p>②ワーク・ライフ・バランス等推進企業の受注機会の増大を図るため、総合評価落札方式等による調達を実施する際、ワーク・ライフ・バランス等推進企業の評価項目を設定する。</p> <p>③公的個人認証サービスの利活用を推進している事業者や電子入札により入札に参加する事業者を評価する取組を推進するため、総合評価落札方式により情報システム等の調達を実施する際、当該事業者の評価項目を設定する。</p> <p>④賃上げを行う企業から優先的に調達を行うため、総合評価落札方式による調達を実施する際、賃上げ実施企業の評価項目を設定する。</p>	新規	<ul style="list-style-type: none"> <li>・9月に制定した「令和4年度における総務省の中小企業者に関する契約の方針」に基づき取組中</li> <li>・総合評価落札方式による調達を実施する際にそれぞれの評価項目を設定</li> </ul>	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業者に対する受注機会の提供を推進している。</li> <li>・総合評価落札方式による調達を実施する際、ワーク・ライフ・バランス等推進企業の評価項目を設定することにより、推進事業者に対して受注機会の提供を推進することができた。</li> <li>・総合評価落札方式による情報システムの調達を実施する際、公的個人認証サービスの利活用を推進している事業者や電子入札により入札に参加する事業者の評価項目を設定することにより、推進事業者に対して受注機会の提供を推進することができた。</li> <li>・総合評価落札方式による調達を実施する際、賃上げ実施企業の評価項目を設定することにより、推進事業者に対して受注機会の提供を推進することができた。</li> </ul>
<p>4. その他(総務本省の取組)</p> <p>①旅費業務の効率化  ICカード乗車券の利用を促進し、効率的な旅費業務を行う。</p>	継続	ICカード乗車券を活用し、効率的な旅費の管理を実施	-	ICカード乗車券を利用することにより、事務の効率化を推進することができた。
<p>②国庫債務負担行為の活用  複数年度にわたる契約を行うことにより、調達価格の低減が期待できる案件について、国庫債務負担行為の検討を行う。</p>	継続	<p>令和5年度予算の概算要求において、会計課から調達要求部局に対して国庫債務負担行為の活用を検討を依頼し、概算要求に反映</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年度概算要求:168件</li> </ul> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年度概算要求:174件</li> </ul>	-	複数年度に渡る契約が可能で、調達価格の低減が期待できる案件について、国庫債務負担行為での予算要求を推進することができた。

<p>③クレジットカード決済による調達の推進 海外出張、高速料金及び公共料金(水道)の支払いについて、事務効率化の観点からクレジットカード決済による調達を実施する。</p>	<p>継続</p>	<p>水道料金、官用車のETC料金、外国出張先での経費について、対象となる費用を限定し、厳格な管理の下、クレジットカード払いを実施</p>	<p>-</p>	<p>クレジットカード決済により事務の効率化を推進することができた。</p>
<p>④会計事務職員のスキルアップの取組 ・契約事務・会計事務について、必要な研修を実施する。 ・調達マニュアルの充実化を図る。</p>	<p>継続</p>	<p>省内の会計事務新任者を対象に会計事務の基礎となる知識の習得、能力向上を図るための研修を10月に実施</p>	<p>-</p>	<p>研修の開催等を通じて、会計事務職員のスキルアップを推進することができた。</p>

## 外部有識者からの意見聴取の実施状況

(対象期間: 4月1日～9月30日)

外部有識者の氏名・役職【有川 博 日本大学総合科学研究所客員教授】 意見聴取日【11月1日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
取組の更なる推進を図る観点等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「随意契約の見直し」に関して、合議、審査における「審査内容、審査方法等」をもう少し具体的に記述し、今後の調達要求部局、地方支分部局及び他省庁での取組の拡大の参考になるよう工夫されたい。</li> <li>・「国庫債務負担行為の活用」に関して、調達要求部局の活用の検討は必ずしも十分でない可能性があるため、会計課が関与及びチェックする工夫とそのことの記述がほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「随意契約の見直し」について、審査内容等の記述を追加したほか、今後も調達要求部局、地方支分部局等での取組の拡大に努めてまいります。</li> <li>・「国庫債務負担行為の活用」について、会計課で実施した内容の記述を追加したほか、活用状況等については、今後の契約統計等での確認に努めてまいります。</li> </ul>

外部有識者の氏名・役職【高橋 伸子 生活経済ジャーナリスト】 意見聴取日【11月2日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
取組の更なる推進を図る観点等	<p>「調達事務のデジタル化の推進」に関して、デジタル化の推進効果測定の観点もいられるといいと思いました。</p> <p>デジタル化の目的は業務効率化のみならず、競争性の促進とその結果としての契約金額の低廉化や経費節減にあるわけなので、それにどう結びついているかの確認が課題であると感じる次第です。</p>	御指摘の取組について、効果の確認方法については、今後の自己評価に向けて検討してまいります。